

参考資料

1. 策定経緯等

(1) 策定経緯

令和元年度	
令和2年1月6日	矢板市立地適正化計画策定委員会設置要綱の制定
1月28日	第1回矢板市立地適正化計画作成検討部会開催
2月13日	市長・副市長概要説明
令和2年度	
令和2年7月	調整会議、庁議報告
7月28日 ～8月11日	市民意向調査の実施 調査対象：18歳以上の全市民から2,000人を抽出 有効回収率：34.9%（698票）
8月1日	広報活動（市広報8月1日号） 矢板市立地適正化計画策定委員の募集（公募委員）
10月2日	第2回矢板市立地適正化計画策定検討部会開催 全体構成、都市構造分析、アンケート結果について
10月21日	第1回矢板市立地適正化計画策定委員会開催 全体構成、都市構造分析、アンケート結果について
12月8日	第3回矢板市立地適正化計画策定検討部会開催 都市の現状及び都市構造上の課題、まちづくり方針、目指すべき都市の骨格構造及び誘導方針について
12月23日	第2回矢板市立地適正化計画策定委員会 都市の現状及び都市構造上の課題、まちづくり方針、目指すべき都市の骨格構造及び誘導方針について
令和3年1月22日	第17回矢板市都市計画審議会 策定進捗報告（書面開催）
令和3年度	
令和3年6月22日	第4回矢板市立地適正化計画策定検討部会開催 目指すべき都市の骨格構造、誘導施設について
9月28日	第5回矢板市立地適正化計画策定検討部会開催 誘導区域、誘導施策、目標値・評価指標等について
10月15日	国土交通省関東地方整備局によるヒアリング実施
10月25日	第3回矢板市立地適正化計画策定委員会開催 目指すべき都市の骨格構造、誘導方針、誘導区域、誘導施策、目標値・評価指標等について
11月5日	矢板土木事務所との打合せ
令和4年1月	調整会議、庁議報告
2月16日	第18回矢板市都市計画審議会 策定進捗報告
2月17日	策定委検討部会員あて素案確認依頼（文書依頼）
3月17日	策定委員あて素案確認依頼（文書依頼）

令和4年度	
令和4年5月19日	策定検討部会員あて素案確認依頼（文書依頼）
6月	調整会議、庁議報告
6月30日	第19回矢板市都市計画審議会 意見聴取
7月1日	広報活動（市広報7月1日号） パブリックコメント及び住民説明会の実施について
7月11日	国土交通省関東地方整備局によるヒアリング実施
7月21日	パブリックコメントの実施について市議会全員協議会に報告
7月22日 ～8月22日	パブリックコメントの実施 閲覧場所：市都市整備課、泉公民館、片岡公民館、市ホームページ 意見の数：2名から8件
8月9日	住民説明会の開催 場所：矢板公民館 出席者：4名
9月	調整会議、庁議報告
9月15日	第6回矢板市立地適正化計画策定検討部会開催 最終案について
10月14日	第4回矢板市立地適正化計画策定委員会開催 最終案について
10月20日	パブリックコメントの結果について市議会全員協議会に報告
10月26日	第20回矢板市都市計画審議会 最終案報告
11月2日	広報活動（市ホームページ） 届出制度に関する事前の周知
11月9日	市長副市長説明
令和5年2月1日	広報活動（市広報2月1日号） 届出制度に関する事前の周知
3月31日	矢板市立地適正化計画 公表 知事あて写しを送付

(2) 要綱

矢板市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき、矢板市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を協議するため、矢板市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他立地適正化計画の策定に関し必要なこと。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、立地適正化計画の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを決める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を認め、その意見を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第6条 委員会における検討事項の原案を作成するため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、別表に掲げる関係課の職員をもって組織する。
- 3 検討部会に部会長を置き、都市整備課長をもって充てる。
- 4 部会長は、検討部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 前条の規定は、検討部会の会議に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

総合政策課	総務課	社会福祉課	高齢対策課	子ども課	健康増進課
生活環境課	農林課	商工観光課	建設課	都市整備課	教育総務課
生涯学習課	水道課	下水道課	矢板公民館		

(3) 名簿

① 矢板市立地適正化計画策定委員会

(敬称略)

	氏 名 (*)	区 分	役職等
1	長田 哲平	学識経験者	宇都宮大学地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科 准教授
2	花塚 猛男 亀山 栄一 (令和4年度)	関係団体 の職員	矢板市都市計画審議会委員
3	東泉 清寿	関係団体 の職員	矢板市商工会
4	阿久津 正一	関係団体 の職員	矢板市農業委員会
5	松本 育夫 小平 英量 (令和3年度～)	関係団体 の職員	矢板市区長会
6	中嶋 加代子	関係団体 の職員	矢板市女性団体連絡会議
7	高沢 いづみ 小瀧 新平 (令和4年度)	関係団体 の職員	矢板市社会福祉協議会
8	三堂地 陽一	関係団体 の職員	国際医療福祉大学塩谷病院
9	荒川 真理子	関係団体 の職員	栃木県タクシー協会
10	吉川 浩 笹沼 政行 (令和4年度)	関係団体 の職員	栃木県県土整備部都市計画課長
11	野尻 芳昭 星野 晃秀 (令和3年度) 阿久津 政已 (令和4年度)	関係団体 の職員	矢板土木事務所長
12	北原 俊康	公 募	団体職員
13	高久 昌浩	公 募	地方公務員
14	榊 真衣子	公 募	会社役員

* 令和2年～4年を基本とし、策定期間内に引き継ぎがあった方についてはカッコ書きで在任期間を記載。

② 矢板市立地適正化計画策定検討部会

	課 名	備 考
1	総合政策課	
2	総務課	
3	社会福祉課	
4	高齢対策課	
5	子ども課	
6	健康増進課	
7	危機対策班（令和2年度） 生活環境課（令和3年度～）	所属課名の変更
8	農林課	
9	商工観光課	
10	建設課	
11	教育総務課	
12	生涯学習課	
13	水道課	
14	下水道課	
15	矢板公民館	
16	都市整備課（課長）	部会長
17	都市整備課（事務局兼）	

2. 用語集 (50音順)

あ行

インフラ

「インフラストラクチャー」の略。道路、鉄道、公園、上下水道、河川等の生活や産業の基盤となる施設。

SDGs

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」における2030年を見据えた持続可能な世界の実現のための国際的な目標。

か行

家屋倒壊等氾濫想定区域

河岸浸食：洪水時の流れにより河岸が削り取られ、家屋等が流出・倒壊するおそれがある区域。

氾濫流：洪水時に氾濫した流れの力により、家屋等が流出・倒壊するおそれがある区域。

ランドデザイン

長期的な視野に立った将来の目指すべき姿。個別具体の計画・事業・取組等の基本となる全体構想。

洪水浸水想定区域

降雨時に河川等の氾濫により洪水が発生し、浸水が想定される区域。

国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法に基づき国により策定された国土の強靱化の指針である「国土強靱化基本計画」との整合・調和を図り、地方公共団体が地域の実情等を踏まえ策定する計画。本市では令和4年12月に「矢板市国土強靱化地域計画」を策定。

コンパクトシティ

市域の効率的な利用や公共交通の利便性の向上などにより、都市機能の維持コストや環境負荷が小さく、ある程度まとまったエリア（歩いて暮らせるエリア）に都市機能・居住が集積した都市。

コンパクト・アンド・ネットワーク

人口減少・高齢化が進行する中でも地域の活力を維持し、市民が安心・便利に暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくための都市計画上の考え方。市街地や主要な拠点に生活を支えるさまざまな機能をコンパクトに集約するとともに、それらを公共交通等のネットワークでつなげることによって人口規模や都市機能の維持を目指す。

さ行

人口集中地区（DID）

昭和35年の国勢調査より設定された項目で、国勢調査の調査区を基本単位として、1)人口密度が1㎢当たり4,000人以上の単位区等が市区町村内で互いに隣接して、2)それらの人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいう。

生活サービス

住民の日々の生活に必要なサポート、サービスの総称。
本計画においては「行政、教育・子育て、商業、医療、福祉、金融」を設定。

人口フレーム

過去の実績や今後の社会情勢などを考慮し、予測された将来人口。

総合計画

地方自治法に基づき、地方公共団体における全ての計画の基本となる計画。地域づくりの最上位に位置付けられ、長期的な展望を持った計画的・効率的な行政運営の総合的な指針を定める。
本市では令和3年3月に「やいた創生未来プラン」を策定。

た行

大規模盛土造成地

宅地造成等規制法に基づき、地震による地すべりで居住者に危害を生じるおそれ大きい一団の造成宅地は「造成宅地防災区域」に指定される。このうち、「一定規模以上の形状で、計算により危険と確認できる造成宅地」を大規模盛土造成地と言う。

地域公共交通網形成計画

まちづくりと連携した公共交通ネットワーク形成のため、地域の公共交通のあり方や住民・交通事業者・行政の役割を定める計画。
本市では令和2年3月に「矢板市地域公共交通網形成計画」を策定。

デマンド交通

利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応じて運行する公共交通。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法に基づき、県が広域的見地から定める、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。
本市に関しては、令和3年3月に「矢板都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が栃木県により策定。

都市再生特別措置法

平成14年（2002年）制定。少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に対応し、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等を定めた法律。

都市のスポンジ化

街なかにおいて空き家や空き地などの利用されていない空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生すること。都市の内部でスポンジに空いている孔のように小さな空洞化が進行することから「スポンジ化」という。

土砂災害警戒区域

急斜面が崩れるなどの土砂災害が発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生じるおそれがある区域。

土砂災害特別警戒区域

急斜面が崩れるなどの土砂災害が発生した場合に、住民などの生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。

は行

ハザード

ハザードとは危険性または有害性のことで、防災の面では、自然災害によりその土地に及ぼされる危険性をいう。なお、災害による被害予測範囲や危険個所に基づき、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などが指定されている区域をハザードエリアという。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持・管理、運営等について、全部または一部に民間の資金や経営・技術のノウハウを活かし、行政が直接実施するより効率的かつ効果的に行政サービスを調達する手法。

PPP

Public Private Partnership の略。行政と民間が連携することにより、民間の創意工夫を活かし、最適な公共サービスを提供する仕組み。

ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成26年（2014年）に策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年から第2期計画に移行）との整合を図り、地方行政団体がそれぞれの地域の特徴を活かした持続的な社会を創生するための戦略的な取組を定める計画。
本市では令和3年3月の「やいた創生未来プラン」において総合計画と一体的に策定。

や行

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。



矢板市立地適正化計画
令和5年3月 栃木県矢板市

《表紙の写真》
(上から順に)

おしらじの滝

長峰公園のつつじ

矢板駅西の市街地

矢板駅(東口)

片岡駅(西口)